

生活保護基準引き下げ中止を国に求める意見書

生活保護基準が平成30年10月1日から引き下げられ、さらには令和元年、令和2年にも引き下げられる予定となっている。生活保護費は、平成25年に大規模な引き下げが行われ、その後も、平成26年、平成27年と連続して削減されている。

生活保護費の度重なる引き下げを受け、全国29都道府県で1022人の生活保護者が、その取り消しを求め係争中であり、また昨年10月からの引き下げを不服とする審査請求は6千件にも上っているとも聞いている。

生活保護基準の引き下げは、生活保護受給者だけの問題にとどまらず、個人住民税の非課税限度額を参照する事業や就学援助、保育料の免除等、国の施策である低所得者向けの47事業と連動するなど、その影響は市民生活に大きく影響を及ぼすものである。

よって、本市議会は国に対し、生活保護費の引き下げ中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月19日

東金市議会議長 小倉治夫

厚生労働大臣 根本匠様